

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【公表番号】特表2011-519691(P2011-519691A)

【公表日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-028

【出願番号】特願2011-508673(P2011-508673)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/02 (2006.01)

A 6 1 B 17/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/02

A 6 1 B 17/34

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年11月15日(2013.11.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外科用キットであって、患者の腸骨稜に係合することによって、腰仙の椎間板空間に側方からアクセスするものであり、このキットが、

一対の側方に間隔を隔てたプレートを備えたブラケットであって、一対の側方に間隔を隔てたプレートの各々が他方の内面に面する一方の内面を形成し、これらのプレートは内面の間に受入れ空間を形成し、受入れ空間はブラケットを腸骨稜に取付けるように、腸骨稜を受入れるように形成されている、上記ブラケットと、

ブラケットに直接に取付可能な開創器であって、開創器は腰仙の椎間板空間に向かう方向に延びる通路を形成し、開創器は、通路を形成する内径を形成し、且つ収縮位置と伸延位置との間に可動であり、ここで、内径は、開創器が収縮位置にあるときに比べて、開創器が伸延位置にあるときに大きくなる、上記開創器と、

を備えていることを特徴とするキット。

【請求項2】

開創器は、複数のセグメントを具備し、それぞれのセグメントは、長手方向に延在するフランジを有してなる第1の側部と、長手方向に延在する拡張リンクを有してなる第2の側部とを有し、それぞれのセグメントにおけるフランジは、隣接するセグメントの拡張リンクに受け入れられることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項3】

セグメントは、円筒形管を形成するために結合されることを特徴とする請求項2に記載のキット。

【請求項4】

ブラケットは、係合レールを備え、開創器は、係合レールと摺動可能に係合可能なガイドを備えていることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項5】

ブラケットは、ブラケットガイドを備え、開創器は、ブラケットガイド内に摺動可能に受け入れられるように形成されている係合レールを備えていることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 6】

第1プレート及び第2プレートは、可撓性指部を備えていることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 7】

開創器は、内側部を備え、開創器の内側部は開創器がブラケットに直接に取り付けられた後にアクセス可能にされていることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 8】

第1プレート及び第2プレートのうちの1方は、調整可能なロック取付具を備えていることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 9】

調整可能なロック取付具は、親指ねじであることを特徴とする請求項8に記載のキット。

【請求項 10】

調整可能なロック取付具は、第1プレート及び第2プレートの両方と係合し、締め付けられる場合に、第1プレート及び第2プレートを共に締め付けるようになっていることを特徴とする請求項8に記載のキット。

【請求項 11】

ブラケットは、つなぎケーブルにより引かれるときに、力をブラケットに付与させ且つ腸骨稜の向きを偏向させる少なくとも1つのつなぎフックを備えていることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 12】

各ブラケットガイドは、1対の間隔を隔てた壁を有する本体を備えていることを特徴とする請求項5に記載のキット。

【請求項 13】

1対の間隔を隔てた壁は、垂直方向に細長いU字形状レセプタクルを形成していることを特徴とする請求項12に記載のキット。

【請求項 14】

ブラケットガイドは、各ブラケットガイドの下端を横切って延びるストッププレートを備えていることを特徴とする請求項5に記載のキット。

【請求項 15】

開創器は、複数の弓形要素と、各弓形要素は、第1の部分と第1の部分を入子式に受け入れる第2の部分とを有することを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 16】

さらに、細長いハンドルと軸とを有している少なくとも1つのツールを備え、このツールの少なくとも1部分は、通路を通って、腰仙の椎間板空間に挿入されるように形成されていることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 17】

開創器は、第1の開口部を形成する近位端と、第2の開口部を形成する近位端と反対の位置にある遠位端とを有し、通路が第1の開口部と第2の開口部との間ににおいて延び、開創器は、長手方向において細長く形成され、且つブラケットに取付可能であり、一対の側方に間隔を隔てたプレートのうち少なくとも1つは、長手方向に関して第1の開口部と部分的に重複することを特徴とする請求項1に記載のキット。